

令和5年12月7日招集

令和5年第9回琴浦町議会定例会

琴 浦 町

町長提出議案

議案第 123 号	琴浦町国民健康保険税条例の一部改正について	123
議案第 124 号	琴浦町印鑑条例の一部改正について	124
議案第 125 号	令和 5 年度琴浦町一般会計補正予算(第 9 号)	別冊
議案第 126 号	令和 5 年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)	別冊
議案第 127 号	令和 5 年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)	別冊
議案第 128 号	令和 5 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)	別冊
議案第 129 号	令和 5 年度琴浦町水道事業会計補正予算(第 4 号)	別冊
議案第 130 号	令和 5 年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第 5 号)	別冊
議案第 131 号	町道路線の認定について	131
議案第 132 号	町道路線の変更について	132

議案第123号

琴浦町国民健康保険税条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年12月7日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和 5 年琴浦町条例第 号

琴浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

琴浦町国民健康保険税条例(平成17年琴浦町条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p>

の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて

<p style="text-align: center;">得た額</p> <p>(6) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額</u> <u>当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p>	
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の琴浦町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第124号

琴浦町印鑑条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町印鑑条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年12月7日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和5年琴浦町条例第 号

琴浦町印鑑条例の一部を改正する条例

琴浦町印鑑条例(平成16年琴浦町条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録の実施)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 町長は、登録申請者が自ら出頭して印鑑の登録の申請をした場合において、規則で定める書面の提示によって、当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであると認定したときは、<u>第2項</u>の規定による文書の照会を省略することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(印鑑登録証の交付)</p> <p>第7条 町長は、第4条の規定により印鑑の登録をしたときは、登録申請者又は<u>同条第2項</u>の代理人に印鑑の登録を受けている旨を証する書面(以下「印鑑登録証」という。)を直接に交付する。</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条 略</p>	<p>(登録の実施)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 町長は、登録申請者が自ら出頭して印鑑の登録の申請をした場合において、規則で定める書面の提示によって、当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであると認定したときは、<u>前項</u>の規定による文書の照会を省略することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(印鑑登録証の交付)</p> <p>第7条 町長は、第4条の規定により印鑑の登録をしたときは、登録申請者又は<u>第4条第2項</u>の代理人に印鑑の登録を受けている旨を証する書面(以下「印鑑登録証」という。)を直接に交付する。</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(以下「個人番号カード」という。)</u></p>

2 前項の証明は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しを電子計算機(多機能端末機を含む。)から出力し、又は複写機により作成した証明書(以下「印鑑登録証明書」という。)を交付して行う。

3 略

(登録証明の制限)

第13条の2 町長は、前条の規定による申請に際し印鑑登録証を提示した者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。ただし、町長が止むを得ないと認めるときは、この限りでない。

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)

第14条 第13条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自らの個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は、移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方

を利用して、多機能端末機(町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、個人番号カードを利用することにより自動的に証明書等を交付するものをいう。以下同じ。)に必要な事項を入力することにより、印鑑登録の証明を申請することができる。

3 前2項の証明は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しを電子計算機(多機能端末機を含む。)から出力し、又は複写機により作成した証明書(以下「印鑑登録証明書」という。)を交付して行う。

4 略

(登録証明の制限)

第13条の2 町長は、前条の規定による申請(同条第2項の規定による申請を除く。)に際し印鑑登録証を提示した者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。ただし、町長が止むを得ないと認めるときは、この限りでない。

公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を用いて多機能端末機(町の電子計算機と電気通信回線により接続された町以外のものが設置した端末機であつて、当該端末機の操作により自動的に証明書を発行できる機能を有するものをいう。)により、印鑑登録証明書の交付を申請し、及びその交付を受けることができる。

(関係人に対する質問等)

第15条 略

(閲覧の禁止)

第16条 略

(琴浦町行政手続条例の適用除外)

第17条 略

(委任)

第18条 略

(関係人に対する質問等)

第14条 略

(閲覧の禁止)

第15条 略

(琴浦町行政手続条例の適用除外)

第16条 略

(委任)

第17条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第131号

町道路線の認定について

次のとおり、町道路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本議会の議決を求める。

整理番号	路線名	(上段) 起点 (下段) 終点	幅員 (m)	延長 (m)
赤 265	別所上赤碓線	琴浦町大字別所字宮堤東平 694-6 地先 琴浦町大字松谷字大山 556-7 地先	6.3~ 31.5	2056.0

令和 5 年 1 2 月 7 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 5 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第132号

町道路線の変更について

次のとおり、町道路線を変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本議会の議決を求める。

整理番号	旧新別	路線名	変更の区間 (上段) 起点 (下段) 終点	幅員 (m)	延長 (m)
赤 015	旧	小学校松谷線	琴浦町大字赤碕字東條 1547-8 地先 琴浦町大字赤碕字五輪峯頭 282-1 地先	5.0～ 11.1	520.2
	新	小学校松谷線	琴浦町大字赤碕字東條 1547-8 地先 琴浦町大字赤碕字五輪峯頭 282-1 地先	5.0～ 14.3	514.7

令和 5 年 1 2 月 7 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 5 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志